

# 教育をめぐる情勢と課題

## 1 ▶ 子どもの人権・学習権、ゆたかな学びの保障を!

いじめ・体罰・虐待など、子どものいのち・人権が脅かされ、学校や家庭、地域に「居場所」を見つけないことや自己肯定感を持つことができない子どもたちがいます。7人に1人の子どもが貧困状態にあり、14年に「子どもの貧困対策法」が施行されたものの、進学をあきらめるなど、学習権が脅かされている子どもたちがいます。給付型奨学金制度が創設されましたが、教育の機会均等を確保する観点から、さらなる拡大が必要となります。東日本大震災や東電福島第一原発事故から6年以上経過した今も不十分な学習環境におかれ、被災体験や長期化する避難生活に起因するストレスにより、心とからだのケアが必要な子どもたちがいます。さらに福島からの避難を余儀なくされた子どもへのいじめが各地で明らかになっています。厳しい状況におかれた子どもたちに寄り添う教育や一人ひとりの人権・学習権を保障する支援策が喫緊の課題となっています。

日本は、子どもの最善の利益を保障する「子どもの権利条約」を批准し20年以上が経過しているにもかかわらず、子どもたちを「未熟」な存在としてとらえ、権利や多様性を認めず、規律を守らせ保護するものだとする風潮が一部で見られます。また、国連子どもの権利委員会から競争主義的な教育制度の度重なる見直し勧告がなされているにもかかわらず、点数・順

位に特化した学力による序列化や過度な競争、一定の価値観・規範意識の押し付け等に拍車がかかっています。

子どもにとっての「ゆたかな学び」は、市民社会の中で多くの人々とともに生き、未来にむかって歩むために必要なものです。ゆたかな学びによって身につける学力は、憲法の理念を実現することにつながり、平和・人権・環境・共生を尊重する社会を築いていく力となるものです。また、「選挙権の18歳引き下げ」によって、「主権者」教育の重要性が取りざたされていますが、平和で民主的な社会を主体的に形成する力ともなるものです。国際的な理念でもある「子どもの権利条約」、「障害者権利条約」にもとづいて、学校現場をはじめとする教育の場で、教職員を含むおとなによって保障されることが大切です。障害者差別解消法の施行により合理的配慮が義務となりました。ともに学ぶために各自治体・学校での具体的対応が求められます。私たちは、人権教育をはじめ、インクルーシブ教育、ジェンダー平等教育、労働教育、メディア・リテラシー教育など喫緊の教育課題に応える教育を推進していかなければなりません。ゆたかな学びの必要性を市民・保護者等に発信し、社会的対話を積極的にするため、これが重要です。

## 2 ▶ 子ども・学校現場の実態に応じた教育改革を!

安倍首相の直轄機関「教育再生実行会議」において、第1次から第10次にわたる提言にもとづくトップダウンの教育改革がすすめられています。本来、さまざまな教育関係者等により諮問内容を検討すべき中教審は、政府の意向に沿った恣意的な人選により、実行会議の提言に縛られた結論ありきの検討に終始しています。

「いじめ問題」に端を発して、子どもへの厳罰化や規範意識などが盛り込まれた「いじめ防止対策推進法」、首長による教育への政治介入が強まるのが危惧される教育委員会制度の改革、道徳を「特別の教科」とする学習指導要領の改訂などが行われています。また、「学教法」の「改正」によって「義務教育学校」が既に設置されています。さらには、35人以下学級の見送り、高校無償化への所得制限導入や朝鮮学校への適用除外、全国学力・学習状況調査の一層の強化、教科書検定基

準の見直し、英語の教科化・高度化、土曜授業の強化・拡大など、子ども・学校現場の実態をふまえない教育改革は、子どもの権利やゆたかな学びの保障にもつながりません。

次期学習指導要領等が告示されました。「質」も「量」も求める内容であり、子どもや教職員からゆとりを奪うことが危惧されます。また大綱の基準である学習指導要領に「主体的・対話的で深い学び」の推進など「指導方法」「評価」まで記載されています。子どもを中心に据え地域にねざしたカリキュラムづくりが重要になります。

教育インターナショナル(EI)とOECD等が共同で開催する「教職に関する国際サミット」のコンセプトは、「政府と組合(教職員)の対話がなければ、教育政策は成功しない」というものです。こうした国際的な潮流をふまえ、子ども・学校の実態に応じた現場からの教育改革をすすめる必要があります。

## 3 ▶ 子どもに生き生きと向き合える教育条件・労働条件の整備を!

連合総研は、「とりもどせ!教職員の『生活時間』(16年12月)」として、全国の教職員の勤務実態を調査し、これまで実施されたTALIS2013調査(OECD)や教職員の勤務実態調査(14年文科省)を上回る教職員の多忙な実態が改めて示されました。特に「過労死リスク相当80時間/月を超える割合が小学校で70%、中学校では85%」などの実態が明らかになりました。

17年4月、文科省は「公立小中学校教員の勤務実態調査(速報値)」を公表しました。調査では、平日1日あたりの勤務時間が「小学校で11時間15分、中学校で11時間32分」で前回調査(06年)に比べて小学校で43分、中学校32分増えています。また、中学校では土日の部活動・クラブ活動の時間が、「1時間6分から2時間10分」にほぼ倍増しています。TALIS2013調査(OECD)や連合総研調査と同等の教員の長時間勤務の実態が示されました。

教職員の「生活時間」を確保し、子どもの笑顔あふれる学校

をつくるため、持ち授業時間数の軽減にむけた定数改善や加配措置等の教育条件整備、勤務時間内で全ての業務が終了できるよう業務量の大幅削減が必要不可欠となっています。

日教組の定年前退職等に関する調査(16年)では、教職員の退職者総数に対する定年前退職者の割合は、依然として高くなっています。育児や介護などの理由から退職に至るケースが報告されています。長時間労働是正、ワーク・ライフ・バランス、休暇や労働時間などの労働条件の改善など、安心して働ける環境を整備することが喫緊の課題です。

教育現場における臨時・非常勤教職員は年々増加しています。職務や責任は正規教職員とほぼ同様であるにもかかわらず、不安定な雇用、諸手当の不支給、休暇など課題は山積んでいます。臨時・非常勤教職員の正規化をすすめるとともに、処遇や勤務条件の改善、雇用安定につながる法改正、規則等の整備が急務です。また、再任用教職員についても、定年延長を含め適切な労働条件の整備が必要です。

## 4 ▶ 「平和・人権・環境・共生」を理念とした民主社会の実現を!

私たちはこれまで、「民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献する」という日本国憲法の理念の実現と子どもの権利条約の具現化をめざしとりくみをすすめてきました。

しかし、日本国憲法が施行され70年を迎えた今、「憲法改正」が具体的政治日程に上る情勢となっています。「特定秘密保護法」、「安全保障関連法」、「テロ等準備罪(共謀罪)」が成立しました。基本的人権を侵害するなど憲法理念に反するもので

あり、国家権力を制限するという立憲主義を否定するものです。また、東電福島第一原発事故が未だ収束していないにもかかわらず、原発の再稼働がすすめられています。

今、日本社会に求められているのは、「個人の尊厳」を追求する憲法理念の実現であり、未来を担う子どもたちの尊厳を守ることです。今後とも、「平和・人権・環境・共生」の理念のもと、平和で民主的な社会を実現するため、全国連帯のとりくみを強化していきましょう。